

議案第6号

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金
条例の一部を改正する条例の制定について

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部
を改正する条例を次のとおり制定する。

平成24年2月16日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 中嶋武嗣

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を
改正する条例

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例（平成20年滋賀
県後期高齢者医療広域連合条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「又は第15条」を「、第15条又は第17条」に改め、同条第6号中
「又は第16条」を「、第16条又は第18条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。